

1. 件名：日本原燃株式会社再処理施設における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に係る面談

2. 日時：令和4年7月20日（水）16時10分～17時10分

3. 場所：原子力規制庁 2階打合せスペース（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、伊藤（博）統括監視指導官、

伊藤（信）総括補佐、平野主任監視指導官、奥山主任監視指導官、

福永原子力運転検査官、赤石行政事務研修員

六ヶ所原子力規制事務所

皆川原子力運転検査官

長官官房 総務課 事故対処室

有田係長

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 他4名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、令和4年7月19日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づき、事故故障等の状況及びそれに対する処置に係る報告書（以下「報告書」という。）が提出されたことから、当該事象発生時の再処理工場の高レベル廃液ガラス固化建屋の状況等について確認し、日本原燃から主に以下の説明があった。

- ・ 法令報告事象発生時、高レベル廃液ガラス固化建屋において、内部ループ／冷却コイル注水接続口配管工事を実施しており、B系統の工事が終了し、A系統の工事を実施していた。A系統の工事を行うため、A系統は令和4年6月19日から計画的に停止していた。

(2) 原子力規制庁は、報告書の内容をさらに精査し、関連する追加の質問については別途提示する旨を伝えた。

6. その他

提出資料

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（報告）

<https://www.nsr.go.jp/data/000398676.pdf>